

前回の審議会(H27.3.17)における委員から出された意見の整理

<p>(1)市町の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項 (社会福祉法第108条第1号)</p>	
<p>○市町に対する支援 ○市町が実施する広域事業に対する支援 ○都道府県管内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築</p>	
<p>発言要旨</p>	<p>・県下全体からボトムアップで決める方法がよい。市町の議論を把握したうえで、議論の素材にしてはどうか。 ・原点に戻って広域的なニーズキャッチが必要。 ・県は、市町間の情報共有の支援を行うべき。 ・県は、市町地域福祉計画の策定段階からの支援や評価を行う必要があるのではないか。 ・地域格差が起こらないよう配慮が必要。 ・地域福祉はまちづくり。福祉だけでなく産業等とのつながりを考慮することが必要。</p>
<p>(2)社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上 (社会福祉法第108条第2号)</p>	
<p>○人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等 社会福祉に従事する者を確保するための養成研修 社会福祉に従事する者の知識・技術等の向上のための研修</p>	
<p>発言要旨</p>	<p>・福祉人材の確保に向け、学生の福祉体験や学習機会が重要。 ・2040年問題を見据え、福祉読本のような小さなことから共に生きる生活感覚をどうプログラムに落とすか考える。</p>
<p>(3)福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備(社会福祉法第108条第3号)</p>	
<p>○市町が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給体制の確立のための基盤整備の促進等 社会福祉法人、非営利組織、民間事業者等への経営指導方策 サービスの質の評価等の実施方策 広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保 地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度等の実施体制の確保</p>	
<p>発言要旨</p>	<p>・介護事故が起こらないよう、認知症介護者の人権が守られるように。</p>
<p>(4)その他</p>	
<p>○その地域で各市町が地域福祉計画を達成する上で必要と認められる事項</p>	
<p>発言要旨</p>	<p>・地域福祉の推進のため、地域の人がどのように関わってほしいのか考える必要がある。 ・自治会員の減少に対し、民生委員・市町社協・自治会が工夫しながらネットワークをつくるべき。 ・難病患者や困窮者の自立に向け強めの対応をしてほしい。 ・生活困窮者対策に重点的に取り組まれたい。 ・中年のひきこもりに対し、行政がアウトリーチできる仕組みが必要。 ・福祉が充実してきた、動いていると住民の実感が伴う計画にしてほしい。 ・プランは誰がどのように取り組むかを明確にすること ・いつまでに、誰のために、何をするのか。数字で表せないことも、実現ツールを何にするか明確にすること。 ・市町、事業者、県民に何を期待されていて、具体的に何をするかを考える必要がある。 ・障害者は常に助けてもらう立場なので、自助・共助・公助のうち、自助として地域の人と仲良くすることが重要。</p>

※社会保障審議会福祉部会(平成14年1月28日)

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」に基づく分類